

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 介護保険課 管理係	
許 認 可 等 名	指定介護予防支援事業者の指定	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の22第1項	
連 絡 先	(電話 621-5587)	
審 査 基 準	基 準	介護保険法第115条の22及び第115条の24並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）のとおり。
	参 考 事 項	介護報酬の解釈（発行所；社会保険研究所）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 _____ 日（休目を除く・休目を含む） （設定しないものについてはその理由） 指定申請時には施設基準の確認、人員基準による職員の確保等、更新申請時には実地指導を実施し、基準遵守の状況を確認するなど、審査に長期間を要する場合があります、標準処理期間の設定は馴染まない。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）